

教職員による盗撮・わいせつな行為等から児童生徒を守るために 呉市教育委員会

呉市では、教職員の不祥事根絶に向けて、これまでもあらゆる機会を通して指導の徹底を図ってきました。

この度、国内で、教師が児童生徒を盗撮し、画像などをSNS上の教師間グループで共有し、逮捕される事案が生じました。このようなことは決してあってはならず、教育委員会としても大変重く受け止めています。安全・安心で信頼される学校づくりに向けて、教職員の服務規律の厳正確保に係るさらなる取組を徹底してまいります。

【呉市立の公立学校では、こんなルールを決めています】

- 教職員は、児童生徒と不必要な身体接触はしない。
- 教職員は、私物の携帯電話やスマートフォン等を原則業務に使用しない。また、私物の携帯電話やスマートフォン等で幼児児童生徒の写真や動画を撮影しない。
- 教職員は、所属長の許可なく、児童生徒を車に同乗させない。
- 教職員は、私的なメールやSNSによる児童生徒とのやりとりをしない。
- 体育の授業等における更衣は、男女別とし、更衣中には、原則、異性の教職員は入室しない。

こんなことはありませんか？



自分だけ周りの友達と違う呼び方をされた。

何度も繰り返しカメラを向けられた。

自分の体を触られてびっくりしたり、嫌な気持ちになった。

弁護士からみた学校におけるわいせつ・セクハラ
呉市教育委員会顧問弁護士 上根 裕章氏

スクール・カウンセラーからみた学校におけるわいせつ・セクハラ
呉市スクール・カウンセラー 林 マサ子氏



教職員からのわいせつな行為やセクハラ

は、お子さんの心を深く傷つける、決して許されない行為です。これらは犯罪になりうる重大な問題で、刑事上、民事上の責任が発生します。

「事を荒立てたくない」と考えて、一人で抱え込まないでください。少しでも「おかしいな」と感じたら、すぐにご相談いただくことが、お子さんと他の児童生徒を守る大切な一歩になります。



被害に遭った子どもへの回復には周囲の大人のサポートが大切です。性被害に気付いたら、大人は慌てず子どもに寄り添います。

対応のポイント

- ① 子どもを責めないでください。「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と繰り返し伝え、受け止め、寄り添ってください。
- ② 根ほり葉ほり聞きすぎないでください。被害に遭っている事実があれば学校や専門機関に相談してください。

教職員による児童生徒への性暴力、わいせつな行為、セクシュアル・ハラスメント等を早期に発見するために、通報・相談を受け付けるための窓口を設置しています。セクハラをする人は、「誰にも言ってはいけない。」などと口止めすることがありますが、できるだけ早く相談してください。

相談先	連絡先等
呉市立原小学校	☎ 0823-71-7756
呉市教育委員会 学校教育課 (セクハラ相談窓口)	☎ 0823-25-3614 月曜日～金曜日 9:00～17:15
広島県教育委員会事務局 (学校相談ダイヤル)	☎ 082-513-4917 月曜日～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00